

平成25年度 福岡市の国民健康保険料の計算方法

【 医療分 】

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お婆さん	1,100,000 円 - 33万円 = 770,000 円	× 7.79% = 59,983 円 (ア)
	お母さん	250,000 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
		0 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	20,778円 × 2人	= 41,556 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	22,632円	22,632 円 (ウ)

医療分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額51万円) 124,100 円 (100未満切捨て)

【 支援分 】

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お婆さん	1,100,000 円 - 33万円 = 770,000 円	× 3.46% = 26,642 円 (ア)
	お母さん	250,000 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
		0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	8,173円 × 2人	= 16,346 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	8,902円	8,902 円 (ウ)

支援分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額14万円) 51,800 円 (100未満切捨て)

【 介護分 】 40歳以上65歳未満の被保険者が対象

		総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	お婆さん	円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
	お母さん	250,000 円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
		円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	9,527円 × 1人	= 9,527 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり	7,665円	7,665 円 (ウ)

介護分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額12万円) 17,100 円 (100未満切捨て)

保険料の合計 + + 193,000 円

[例5] 2人家族

お婆さんの年金収入230万円。72歳（65歳以上なので介護分なし）
お母さんのパート収入90万円。46歳（40歳以上なので介護分あり）
息子は会社の社会保険に加入。遠方に住んでいる。23歳。

説明

年金収入230万円は所得110万円となります。（例4にて説明）
給与収入90万円は所得25万円とります。（例3にて説明）
会社の社会保険に加入している息子は、国民健康保険の計算には
入れません。